

[資料] 合併協議の成果

	項目	調整内容
1	合併の方式	稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の合併は、『対等の精神』の理念のもと、各市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを互いに尊重し、新たなまちづくりを進め、一体的な発展と住民福祉の向上を目指す『対等合併・編入方式』とする。 法制度上は、中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入するものとする。
2	合併の期日	合併の期日は、平成17年3月1日とする。
3	新市の名称	新市の名称は、稲沢市とする。
4	新市の事務所の位置	新市の事務所は、稲沢市稲府町1番地に置く。
5	財産及び債務の取扱い	中島郡祖父江町及び中島郡平和町の財産及び債務は、すべて稲沢市に引き継ぐものとする。ただし、基金については、同種の目的の基金は、統合し稲沢市に引継ぎ、特定目的基金は、原則としてそのまま稲沢市に引き継ぐものとする。
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	中島郡祖父江町及び中島郡平和町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、稲沢市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き稲沢市の議会の議員として在任するものとする。
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	1 中島郡祖父江町及び中島郡平和町の農業委員会は、稲沢市の農業委員会に統合するものとする。 2 中島郡祖父江町及び中島郡平和町の農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、稲沢市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き稲沢市の農業委員会の委員として在任するものとする。
8	地域審議会の取扱い	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、中島郡祖父江町の区域に、次のとおり地域審議会を設置する。 1 地域審議会の設置期間は、平成27年3月31日までとする。 2 地域審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申する。 (1) 新市建設計画の変更に関する事項 (2) 新市建設計画の進捗状況に関する事項 (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項 3 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べることができる。 4 地域審議会は、委員10名以内で組織する。 5 その他地域審議会の設置に関し必要な事項については、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の長が別に協議して定める。
9	地方税の取扱い	稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。 1 個人市町民税 納期については、合併翌年度(平成17年度)から祖父江町の制度に統一する。 減免については、合併翌年度(平成17年度)から稲沢市の制度に統一する。 2 法人市町民税 法人税割の税率については、合併翌年度(平成17年度)から稲沢市の制度に統一する。 3 固定資産税 納期については、合併翌年度(平成17年度)から祖父江町の制度に統一する。 減免については、合併翌年度(平成17年度)から稲沢市の制度に統一する。 4 軽自動車税 納期については、合併翌年度(平成17年度)から祖父江町の制度に統一する。 5 都市計画税 税率については、合併翌年度(平成17年度)に、現稲沢市域の税率を0.3%、現中島郡祖父江町域の税率を0.2%、現中島郡平和町域の税率を0.1%とし、合併後2年度(平成18年度)に、現稲沢市域の税率を0.3%、現中島郡祖父江町域及び現中島郡平和町域の税率を0.2%とする不均一課税を実施し、合併後3年度(平成19年度)に、税率0.3%を新市に適用する。
10	一般職の職員の身分の取扱い	1 中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合の一般職の職員は、すべて稲沢市の職員として引き継ぐものとする。 2 中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合の一般職の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、稲沢市の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとする。 なお、給料については、現給を保証する。 3 職員定数については、合併時は現職員数によることとし、合併後に定員管理の適正化に努める。 4 一般職の職員に係る職名、職階、服務、給与その他の制度については、稲沢市の制度を基本として調整の上、合併時に統一する。
11	特別職の身分の取扱い	1 常勤の特別職(教育長を含む。)の職員の身分の取扱いについては、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の長が別に協議して定める。 2 常勤の特別職(教育長を含む。)に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合併時に稲沢市に統一する。 3 非常勤の特別職に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合併協議会で承認された調整内容に基づき、合併時に調整する。
12	条例・規則等の取扱い	稲沢市の現行の条例・規則等を適用する。 ただし、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする。

	項目	調整内容
13	事務組織及び機構の取扱い	事務組織及び機構については、「新市における組織機構の調整方針」により整備するものとする。 ○新市における組織機構の調整方針 本庁舎への管理機能の集約化と現有庁舎の有効活用を前提に、住民の利便性に最大限配慮し、職員定数の適正化を図りつつ、より簡素で効率的な組織、機構を目指して段階的に整備する。 1 住民の声を適正に反映できる組織・機構 2 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構 3 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構 4 簡素で効率的な組織・機構 5 合併直後に混乱のない行政運営ができる組織・機構
14	一部事務組合等の取扱い	1 一部事務組合 (1) 稲沢中島広域事務組合については、合併の前日をもって解散し、新市がその事務及び財産を引き継ぐ。 (2) 愛知県市町村職員退職手当組合については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって脱退する。 (3) 尾張市町交通災害共済組合については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって脱退する。 (4) 尾張農業共済事務組合については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって脱退する。 2 協議会 (1) 尾張西部広域行政協議会については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって脱退する。 (2) 中島地方教育事務協議会については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって脱退する。合併後における関係事務の処理方法については、関係団体と協議の上、合併までに調整する。 3 事務委託 (1) 愛知県に対する公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託については、中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合が、合併の前日をもって規約を廃止する。 (2) 愛知県に対する公平委員会の事務の委託については、中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合が、合併の前日をもって規約を廃止する。 4 土地開発公社 中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって尾張土地開発公社の設立団体から脱退するとともに、合併までに調整の上、稲沢市土地開発公社を新市の土地開発公社として存続させる。
15	使用料・手数料等の取扱い	使用料・手数料等については、以下の方針により調整するものとする。 1 受益者負担の原則に則り、適正かつ応分の負担となるよう調整する。 2 同種の手数料については、公平性の原則に基づき、サービスと負担の水準に格差を生じないよう、原則として統一する。 同種の施設の使用料については、各施設間の均衡を考慮して調整する。
16	諮問機関等の取扱い	諮問機関等については、稲沢市に統一の上、簡素で効率的な組織となるよう実態を考慮して整備する。 ただし、稲沢市に設置されていない諮問機関等については、同様にそのあり方を調整の上、合併後に設置する。 1 諮問機関等の設置 (1) 行政委員会(委員)及び法令に基づく附属機関については、合併時に統一する。 (2) その他の諮問機関等については、設置目的によりそのあり方について調整する。 ① 同種又は類似の諮問機関等については、合併時に統一(集約)する。 ② 既に設置目的を達成した諮問機関等については、合併までに廃止する。 2 諮問機関等の委員構成 (1) 合併により、委員構成について地域性を配慮する必要がある諮問機関等については、必要に応じて委員定数の見直しを行う。 (2) その設置目的に照らし選出区分を考慮する必要がある諮問機関等については、必要に応じて選出区分の見直しを行う。 3 合併に伴い改選すべき委員の人選については、市町の長が別に協議して定める。
17	補助金・交付金等の取扱い	補助金・交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮しながら、原則として次の区分により調整するものとする。 1 同一又は同種の補助金等については、その目的及び効果に照らして適正な水準に統一する。 2 稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町に独自の補助金等については、新市全体の均衡を保つように調整する。 3 類似目的の補助金等については、統合の方向で調整する。 4 既に目的を達成した補助金等については、廃止及び縮減の方向で調整する。
18	町名・字名の取扱い	1 稲沢市における町の名称及び区域は、現行のとおりとする。 2 中島郡祖父江町における字の名称については、従前の大字名の前に「祖父江町」を冠するとともに、「大字」「字」を削除する。 なお、字の区域については、現行のとおりとする。 3 中島郡平和町における字の名称については、従前の大字名の前に「平和町」を冠するとともに、「大字」「字」を削除する。 ただし、大字前浪、大字新開及び大字六輪については、従前の大字名を削除する。 なお、字の区域については、現行のとおりとする。
19	慣行の取扱い	1 市章、市旗 合併時に制定する。 2 市民憲章、市の花・木等、市の歌、各種宣言